		三　軽油のタンクの容量が七キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
高知県のうち 室戸市	同時に給油することができる自動車の数が八以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
高知県のうち 南国市	同時に給油することができる自動車の数が八以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
高知県のうち 土佐市	同時に給油することができる自動車の数が十一以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
高知県のうち 香南市	同時に給油することができる自動車の数が三以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が五キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が五キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
高知県のうち 高岡郡のうち佐川町	同時に給油することができる自動車の数が八以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が三十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量
		三　軽油のタンクの容量が三十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上 五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
高知県のうち 高岡郡のうち日高村	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
高知県のうち 高岡郡のうち四万十町	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

加える。

○経済産業省環境省告示第三号

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十二号）の施行に伴い、福島復興再生特別措置法第四十六条第二項に規定する経済産業大臣、環境大臣等に対する協議等に関する命令の経済産業大臣及び環境大臣が定める書類（平成二十四年経済産業省環境省告示第八号）を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十五年五月十日

経済産業大臣　茂木　敏充
環境大臣　石原　伸晃

題名中「第四十六条第二項」を「第五十九条第二項」に改める。

本則各号列記以外の部分中「第四十六条第二項」を「第五十九条第二項」に、「第四十四条第一項」を「第五十九条第一項」に改める。

第一号中「第四十六条第二項第一号」を「第五十九条第二項第一号」に改め、第二号中「第四十六条第二項第三号」を「第五十九条第二項第三号」に改め、同号イ中「第四十四条第一項第四号」を「第五十九条第一項第四号」に改め、第三号中「第四十六条第二項第四号」を「第五十九条第二項第四号」に改め、同号イ(1)中「第四十四条第一項第四号の協議又は」を「第五十九条第一項第四号の」に改め、同号ロ(1)中「第四十四条第一項第四号」を「第五十九条第一項第四号」に改め、第四号中「第四十六条第二項第五号」を「第五十九条第二項第五号」に改め、第五号中「第四十六条第二項第六号」を「第五十九条第二項第七号」に改める。